

# 第 69 回全国労働衛生週間を迎えるにあたって

愛知労働局長 高 崎 真 一

平成 30 年度の全国労働衛生週間が、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」のスローガンの下、10 月 1 日から 7 日までの間、全国的に展開されます。

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところであり、今年で第 69 回を迎えます。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えており、愛知県内においても、仕事を原因としたメンタルヘルス不調（精神障害等）の発症は年々増加し、労災請求件数も急増しています。

これらを防止するためには、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、ストレスチェックを含むメンタルヘルス指針に基づいた取組により、労働者が安心して相談出来る窓口の整備や集団分析による職場環境改善などの一層の推進が必要です。

当局では全国労働衛生週間において、「笑顔は、活力。」をキャッチフレーズとして、独自のポスター、チラシを作成して、広く事業場に配布し、メンタルヘルスに対する意識の高揚を図り、『ストレスチェックの普及・促進を図る』こととしています。

また、各関係機関及び各災害防止団体に対しても要請を行います。

# 笑顔は、 活力。

ーストレスチェックに取り組みましようー

2018 全国労働衛生週間

## STEP 1 メンタルヘルス対策の重要性を知る

- 仕事を原因としたメンタルヘルス不調（精神障害等）の発症は年々増加しており、労災請求件数も急増しています。メンタルヘルス不調を発症すると、長期の休職や退職に至ることも少なくありません。人材確保が難しい中、企業の活力を保ち、生産性を向上させるためには、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。
- 全国労働衛生週間を機会に経営トップが決意し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組ましよう。

## STEP 2 ストレスチェックに取り組む

- メンタルヘルス対策の第一歩として、ストレスチェックに取り組むことが有効です。労働者数 50 人未満の事業場は、1 年に 1 回の実施に努めましよう。（50 人以上の事業場は法律で義務付けられています。）
- ストレスチェックの実施に関するご相談は、愛知労働局健康課（電話 052-972-0256）までお問い合わせください。
- ストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者から申出があった時は、医師による面接指導を実施し、結果を踏まえて就業上の措置を講ずることが重要です。労働者数 50 人未満の事業場は、地域産業保健センターを無料で利用し、面接指導を受けることができます。



■ **こころの耳**  
厚生労働省が運営する、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

■ **愛知産業保健総合支援センター**  
地域産業保健センターの連絡先はごらんで確認できます。（事業場の所在地と対象地域をご確認ください。）



愛知労働局  
Aichi Labour Bureau